

# 資料 1

不法滞在者への対応  
について

# 不法滞在者に対する主な行政サービスの考え方

## 対象外としている行政サービス

主な行政サービス	概要	根拠・考え方 (不法滞在者に提供しない理由)	対象者の把握方法
国民健康保険 (国民健康保険法)	社会保障及び国民健康の向上に寄与するため、被保険者の疾病等に対し必要な保険給付及び医療費負担の実施	【現行の考え方】 社会連帯と相互扶助の理念から、国内に適法な居住関係を有する者のみを行政サービスの対象者とすべきであり、不法滞在者に対し国民の税負担等で費用を賙いつつ行政サービスを提供することは適当ではない	団体毎に把握の仕方に差 ・外国人登録の電算システムが他 の行政サービスのシステムと連携して不法滞在者を把握している団体 ・保険証などの更新時に確認している団体 等
後期高齢者医療 (高齢者の医療の確保に関する法律)	医療給付や医療費負担による、高齢期における適切な医療の確保等の実施		
介護保険 (介護保険法)	加齢に伴う心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった者に対し、必要な保健医療サービス及び福祉サービスについて保険給付の実施	【根拠】 国民健康保険・後期高齢者医療…省令 介護保険…課長通知(H12.3.21) 児童手当…課長通知(S56.11.25) 国民年金…課長通知(S56.9.7)	被保険者について、国が官公署等に資料の提供を求めるとにより把握(国民年金法第108条)(不法滞在者は被保険者とはなれない)
児童手当 (児童手当法)	家庭における生活の安定及び児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として、児童を養育している者に手当を支給		
国民年金 (国民年金法)	老齢、障害又は死亡による国民生活の不安定化を共同連帯により防止するため、老齢等に関して必要な保険給付の実施		

## 対象としている行政サービス

主な行政サービス	概要	根拠・考え方 (不法滞在者に提供する理由)	対象者の把握方法
行旅病人 (行旅病人及行旅死亡人取扱法)	歩行に耐えられない行旅中の病人の救護及び行旅中死亡し引取者のない者の埋葬・火葬の実施	公衆衛生・社会環境の保全のため、不法滞在者も含め、救護者・引取者のいない行旅病人・行旅死亡人に適切に対応	-
結核予防 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する必要な措置(消毒、健康診断等)	公衆衛生の向上・増進のため、不法滞在者を含め、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療について、適切に対応	-

### 考え方(案)

- 外国人台帳制度においては、不法滞在者を対象外とする。なお、主な各種行政サービスについても、各制度の判断により不法滞在者には行政サービスを提供しないこととしている。このため、不法滞在者について外国人台帳制度の対象外としても支障はない。
- 一方、行旅病人、結核予防などの行政サービスは、公衆衛生等の社会的要請の観点から整備されている制度に基づいて、適法に在留しているか否かにかかわらず、本邦に滞在する者をその対象としている。このため、結果として、不法滞在者もサービスの対象者となっている。
- なお、不法滞在者が在留特別許可などにより適法に在留することとなった場合は、外国人台帳に再び記録することとなる。



# 外国人台帳制度における不法滞在者の取り扱いについて①

## 1. 検討の前提

「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日 閣議決定)

13 海外人材

(1)外国人登録制度の見直し

…(中略)…市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編する…(中略)…

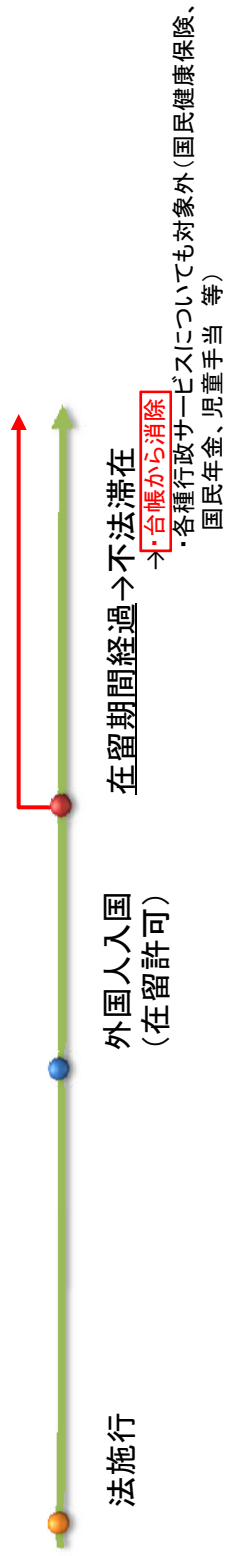
## 2. 不法滞行者とは

- 不法入国者(約2万人)  
有効な旅券等を所持することなく、本邦に入国した者(他人名義・偽造旅券で入国した者を含む)
- 不法残留者(約15万人)  
在留期間の更新等を受けずに、許可されている在留期間を経過して本邦に在留する者(いわゆるオーバーステイ)
- 制度上の措置  
不法入国、不法残留といった退去強制事由に該当する外国人については、退去強制手続(不法滞在者に対する国外への退去等の手続)をとることとなる。  
ただし、日本での生活歴、家族状況等が考慮され法務大臣から在留特別許可(退去強制に該当する者について、法務大臣が特別に在留することを許可すること)を受けられる場合がある。  
なお、在留期間更新申請中に在留期間が経過し、外見上不法残留状態となることがあるが、その後、許可されると  
遡及(通常は2, 3週間~3ヶ月程度)して適法となる。

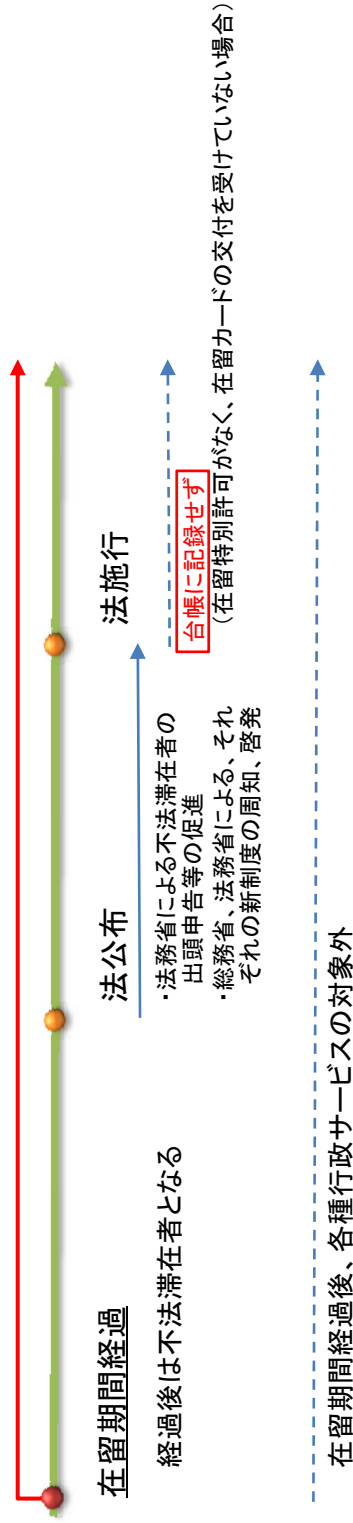
# 外国人台帳制度における不法滞在者の取り扱いについて②

外国人台帳制度の運用が開始される際の取り扱い

## I 外国人台帳法(仮称)施行後不法滞在となるケース



## II 外国人台帳法(仮称)施行前から不法滞在であるケース



※ 但し、不法滞在者となっても、在留特別許可を受けた場合は台帳の記録対象者となる。